



## Vol.44

弁護士 岡 正俊  
杜若経営法律事務所

### ★団体交渉について(昨年の続き)

ご挨拶が遅くなりましたが、皆様、本年もよろしくお願い申し上げます。

新しい年を迎えて早速団交も何回か出席しましたが、先日出席した団体交渉(昨年から続いている案件ですが)は私が経験した中でも最も団交時間が短いものでした。団交が開始して、労働組合から、会社からは解決案が出ないということですねという確認があり、次のステップに進むしかありませんねという表明があっただけで終わってしまいました。事前に文書のやり取りがあり、会社側としては労働組合側の要求には一切応じられない旨を予め伝えていたので、団体交渉を行う意味があったのか釈然としないものがありました。労働組合の立場としては、そうはいっても会社は譲歩するのではないかという期待があったのかもしれません。

上記の件に限らず、会社側の立場からすると、労働組合側の要求は到底成り立たないのであるから、諦めてもらえないものか、と思うことがあります。しかしながら、労働組合にもメンツがあり、

また、どちらかという労働者からの話を信じているであろうこともあり、具体的な権利関係に争いがある場合は、途中で諦めるということはほとんどないと思います。昨年12月のニュースレターにお書きした通り、1回目の団交で会社側が労働者側の勤務態度が悪いことを具体的に指摘したところ、その後団交申し入れが来なくなったという案件がありましたが、かなり珍しいケースだと思います。

このように珍しいことなのですが、実は昨年末にも労働組合側が諦めたというケースがありました。これも昨年12月のニュースレターなのですが、「せっかくの交渉の場ですから、会社の思い、考えていることを労働者、組合にぶつけるのもありだと思います。」

「労働組合は攻めるのは得意ですが、守りにはあまり慣れていないので結構効果があります。難しいかもしれませんが、そのくらいの気持ちで団交に臨んだ方が良い結果につながると思います(もちろん限度はありますが)。」ということを書かせていただきました。これはある会社での団体交渉

# Labor-management.net News Vol.44

労働組合対応、労基署対応、使用者側の労務トラブルを弁護士岡正俊が解決！

を念頭においたものだったのですが、実際にそのような会社の思いをぶつけた結果、年末ギリギリに労働組合側が会社のゼロ回答を受け入れたということがありました(昨年12月のニュースレターの段階ではまとまっておらず「来年に持ち越し」と書いてしまいましたが、年末ギリギリに急転直下まとまりました)。

会社としては、解決金という名目であろうとも金銭を支払う根拠がなくスジを通したい、しかし争議行為や裁判手続等に移行してしまうことも避けたいということで、そのような行為に出た場合は会社も損害賠償を請求しますと言って牽制できないか、というご相談を受けることがあります。

これについては気持ちは分かりますが、争議行為は労働組合に認められた権利ですし、裁判を受ける権利も国民に認められた権利ですので、これらを行ったからといって違法とは言えません。裁判所も、違法と判断してしまうと、このような権利の行使が抑制されてしまうと考えるため、違法という判断はなかなかしません。逆に、会社が脅迫してきた、などといって相手に攻める材料を与えることになってしまいます。やはり、裁判を起こされた場合は粛々

と対応し、会社の主張が正しいことを裁判所に認めてもらうほかないと思います。

最後にある意味理想的といえる団交についてお話ししたいと思います。かなり前にあった件で、私が団交に出席していたわけではなく、議事録を読んで思ったことです。会社の担当者の方3、4名のやり取りが漫才のようで、掛け合い漫才と評していました。事前に打ち合わせをしているわけではないですが、一人がかわしたら他の人が労働組合に質問をぶつけて目線をずらしたり、一人が回答に困るとすかさずフォローしたり、労働組合そっちのけで内部で話し始めたり、労働組合としても的を絞りにくかったと思います。団体交渉もはじめは月1回でしたが、だんだんと少なくなり、労働委員会に持ち込まれることもなくダラダラと続いていました。傍から見ると、実際に担当された方は大変だったと思いますが、どうせなら楽しんでやろうという気持ちもあったのではないかと思います。

今年に入って団交案件がまた増えましたし、例年通り今年も団交は多そうですので、また皆様にお役に立てる情報がありましたら、お話しさせていただきたいと思っています。